

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

北中城村では、これまでに歴史的な建造物について、文化財保護法をはじめ沖縄県及び村の文化財保護条例に基づき、保存・管理・活用に努めてきた。一方で、村内には指定文化財以外にも歴史的な価値を有する建造物が多数存在しており、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保全が求められている。

このため本計画では、北中城村の歴史的風致の構成要素である歴史的な建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物について、その所有者等の同意を得たうえで歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定し、保全を図る。これにより、未指定文化財も含めた歴史的建造物の保護を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者等については、指定建造物の適切な管理のほか、増築等において事前の届出が義務付けられる。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、国指定の文化財を除く重点区域内の建造物であり、所有者と協議のうえで同意を得られた物件であることを前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を対象とする。

指定対象の要件	
1	文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財
2	沖縄県文化財保護条例に基づく指定文化財
3	北中城村文化財保護条例に基づく指定文化財
4	北中城村景観計画に基づく景観重要建造物
5	その他、歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要、かつ村長が必要と認めた建造物等の未指定文化財





指定基準	
1	建造物の形態意匠または技術上の工夫が優れているもの
2	外観から地域の歴史や生活文化が感じられ、歴史的景観の形成に寄与するもの
3	地域の歴史を把握するうえで重要なもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補となるものを以下に示す。

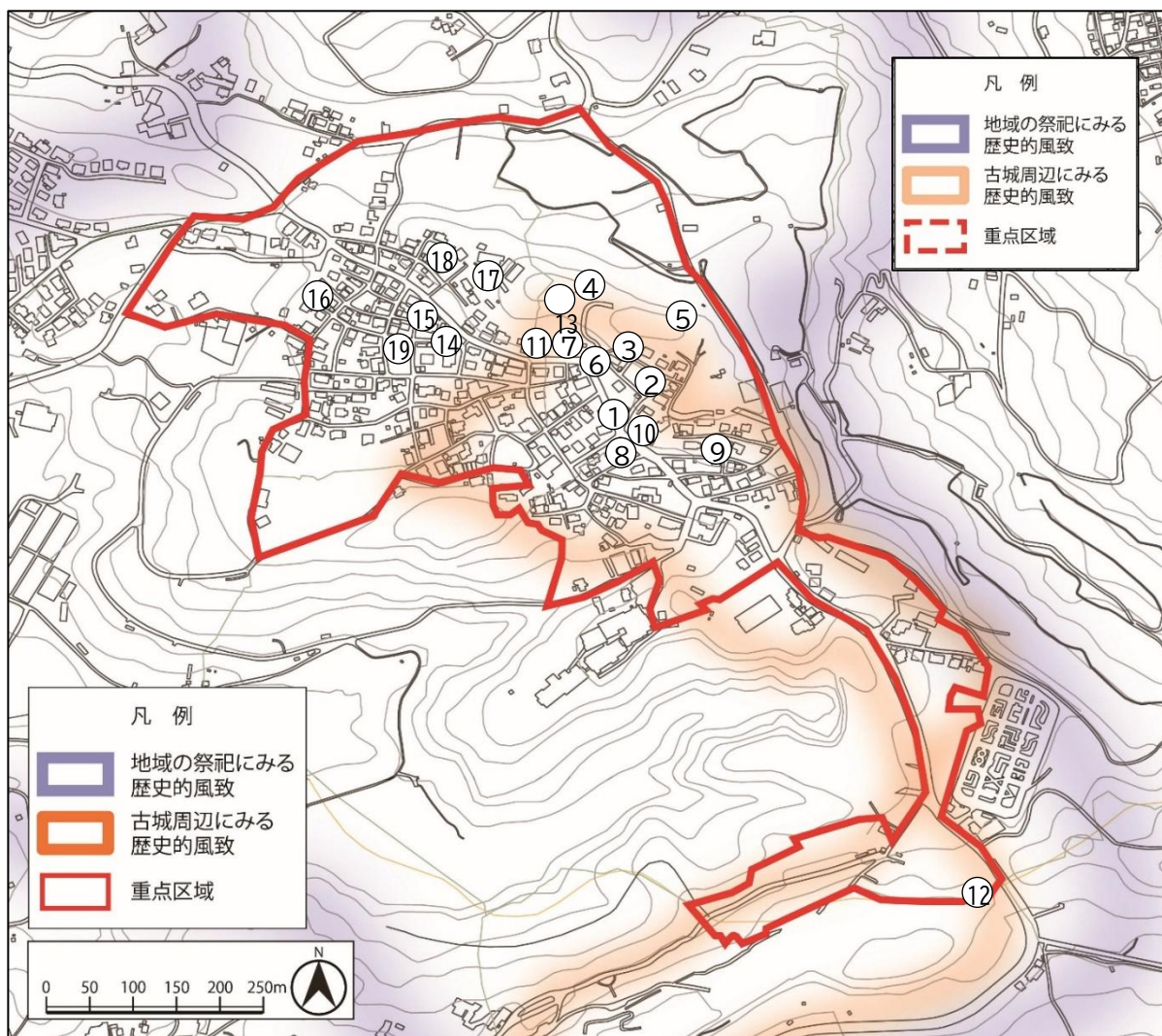
■歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
1	ヌンドウルチ跡 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致	
2	喜友名根所 	北中城村大城			
3	久知屋根所 	北中城村大城			
4	大城御嶽 	北中城村大城			

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
5	ミーグスク火の神 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致	
6	チブガー 	北中城村大城	未指定		
7	イリヌカー 	北中城村大城	村指定 文化財 (史跡)		
8	アガリヌカー 	北中城村大城	未指定		
9	アガリガー 	北中城村大城	未指定		

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考	
	写真	所有者				
10	前喜友名の拝所 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致		
11	兄弟広場 	北中城村大城	未指定			
12	伊寿留按司墓 	中城城跡内	未指定			
13	大城グスク 	北中城村大城	未指定			14世紀頃 (表面踏 査)
14	ヒージャーガー 	北中城村荻道	村指定 文化財 (有形 民俗)		地域の祭祀 にみる歴史 的風致(綱 引き)	築年不明 大正13年 (1924)改 修

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
15	イーヌカー 	北中城村荻道	未指定	地域の祭祀 にみる歴史的 風致（綱 引き）	
16	イリヌカー 	北中城村荻道	未指定		
17	御神屋（ウカミヤー） 	北中城村荻道	未指定		
18	仲元門中の根所 	北中城村荻道	未指定		
19	メーヌカー 	北中城村荻道	未指定		



- | | | | |
|--------------|----------|--------|---------|
| ①ヌンドウルチ跡 | ②喜友名根所 | ③久知屋根所 | ④大城御嶽 |
| ⑤ミーグスク火の神 | ⑥チブガー | ⑦イリヌカー | ⑧アガリヌカー |
| ⑨アガリガー | ⑩前喜友名の拝所 | ⑪兄弟広場 | ⑫伊寿留按司墓 |
| ⑬大城グスク | ⑭ヒージャーガー | ⑮イーヌカー | ⑯イリヌカー |
| ⑰御神屋 (ウカミヤー) | ⑱仲元門中の根所 | ⑲メーヌカー | |